

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年12月3日（平成27年（行個）諮問第189号）

答申日：平成29年4月24日（平成29年度（行個）答申第14号）

事件名：本人と特定労働局の職員との会話内容記録等の開示決定に関する件
（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月28日付け埼玉労働局個開第27-74号により埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（前略）

ここでなにが言いたいかというと、私が労働局企画室へ行った意思表示の一部は、今回の追加決定ででたが、特定職員が私に話した内容、返答、返事等が一切開示されていない。（当然開示を求める。無い物は開示できないなどという話ではなく、なければおかしいという話であろう）

（中略）

また、私は特定職員の上司とも一時間以上話したことがあるのだが、この内容も開示されていない。（当然開示を求める。無い物は開示できないなどという話ではなく、なければおかしいという話であろう）

（中略）

今の状態、現状は、事実が多多、足りていない。当然不服である。

ありのままの事実の開示を求める。

無い物は開示できないではなく、無い事態がおかしい話であろう。

隠ぺいか？やましいことしたのか？不当な行為？違法な行為？犯罪行

為？当然私はこのように感じる，思料するわけである。

苦情，意思表示等だからこそ，記録を残すべき話であろう？

そうでなければ後で，もめる，問題になるのは目に見えるはずなのだが．．．．

（中略）

処分の取り消しを求め，ありのままの事実の全部開示を求める，望む。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下，第3において「請求者」という。）は，平成27年2月9日付けで，処分庁に対して，法18条1項の規定に基づき，別紙の1に掲げる保有個人情報に係る開示請求を行った。これに対して，処分庁が平成27年3月13日付け埼玉労働局個開第26-213号により，「行政機関個人情報保護応接記録（平成26年度）」の全部開示決定（以下「当初処分」という。）を行った。
- (2) 請求者は，当初処分により開示された保有個人情報の内容を不服として，処分庁に対し本件請求保有個人情報の特定のやり直しを求めた。これに対して，別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報を特定し，処分庁が平成27年7月28日付け埼玉労働局個開第27-74号により追加開示（全部開示）決定（原処分）を行ったところ，請求者がこれを不服として，同年9月2日付け（同月4日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，法18条1項に基づき全部開示決定を行った原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，埼玉労働局において請求者に対する電話対応を行った内容についての記録及び請求者が開示請求書を埼玉労働局に送付した際に添付した文書であって，別紙の2に掲げる文書である。

(2) 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け，諮問庁において当初処分及び原処分において開示した保有個人情報以外に開示対象となり得る保有個人情報を保有していないかどうかの確認を埼玉労働局に対し行ったところ，当初処分及び原処分において開示した保有個人情報以外に保有していないことを確認したことから，原処分は妥当である。

(3) 請求者の主張に対する反論について

請求者は，審査請求書の中で，「今の状態，現状は，事実が多多，足りていない。ありのままの事実の開示を求める。無い物は開示できない

ではなく、無い事態がおかしい話であろう。」等と主張しているが、上記（２）のとおり、当初処分及び原処分時において開示した保有個人情報以外に本件対象保有個人情報として特定すべき保有個人情報を保有していないことから、原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成27年12月3日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成28年12月7日 | 審議 |
| ④ | 平成29年4月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

処分庁は、平成27年2月9日付けで行われた本件請求保有個人情報の開示請求に対し、同年3月13日付け埼玉労働局個開第26-213号により、「行政機関個人情報保護応接記録（平成26年度）」に記録された保有個人情報を特定し、その全てを開示する決定（当初処分）を行った。

その後、審査請求人は、当初処分により開示された保有個人情報の内容を不服として、処分庁に対し本件請求保有個人情報の特定のやり直しを求めた。

これに対し、処分庁は、平成27年7月28日付け埼玉労働局個開第27-74号により、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報を特定し、その全てを開示する決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、これを不服として同年9月2日付けで審査請求を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、本件審査請求を受け、諮問庁において当初処分及び原処分において開示した保有個人情報以外に開示対象となり得る保有個人情報を保有していないかどうかの確認を埼玉労働局に対し行ったところ、当初処分及び原処分において開示した保有個人情報以外に保有していないことを確認した旨説明する。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報を特定した経緯等について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下の

とおりに説明する。

ア 当初処分では、審査請求人と埼玉労働局の特定職員の電話対応に関する記録である「行政機関個人情報保護応接記録（平成26年度）」に記録された保有個人情報を特定して開示した。

イ 平成27年4月上旬に、審査請求人から埼玉労働局の担当課宛てに電話があり、当初処分により開示された保有個人情報では、開示されていないものがあるとして、追加で開示を行うよう要請があった。

ウ 処分庁において、再度、平成27年2月9日付け保有個人情報開示請求書を確認したところ、開示請求書に添付された別紙（以下「開示請求書別紙」という。）に「さいたま労働局の方々と過去から現在まで会話し、これらの会話内容、指摘内容、問題提起内容、強い疑問内容、批難内容、主張内容、回答、解釈、見解、その他等の全てを保有個人情報開示請求します（過去において、私がした保有個人情報開示請求で、私に以前開示されているものと全く同じ物であって過去に開示した物は、私の手元にあるので不要）」と記載されていたため、過去に審査請求人から提出された別件の開示請求書等に添付された付箋及び審査請求人から郵送された「意思表示」と記載のある文書は、①その内容が、開示請求書別紙に記載されている指摘内容等に該当すること、②保有個人情報開示請求書等と併せて提出されており、個人を特定することができるものであること、③これまでの開示請求において開示されたものではないことから、審査請求人の保有個人情報に該当するものと判断し、本件対象保有個人情報として特定した。

なお、平成27年2月9日付け保有個人情報開示請求書に添付された別紙に記載されている「特定職員Bと、お会いして聞いてもらった際には特定職員Bがボイスレコーダーで録音をしていた。（労働局長との面会のアポを私はお願いしたのだが、願いが叶わず特定職員Bとなり、そのかわり労働局長に伝えるとのこと）特定職員Cとの会話の際は、行政文書として記録を残していただけたとのこと。」の部分については、同年4月20日付け埼玉労働局個開第27-11号により別途一部開示決定を行っている。

エ また、本件審査請求を受け、念のため、埼玉労働局の事務室、書庫等を探索したが、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有していないことを確認した。

(2) 当審査会において、本件対象保有個人情報を確認したところ、過去に審査請求人から提出された別件の保有個人情報開示請求書等に添付された付箋等（別紙の2に掲げる文書）には、審査請求人の署名とともに、別件の開示請求に対する審査請求人の要望や意見等が記載されていると

認められ、これらの内容は、開示請求書別紙に記載されている「さいたま労働局の方々と過去から現在まで会話した、これらの会話内容、指摘内容、問題提起内容、強い疑問内容、批難内容、主張内容、回答、解釈、見解、その他等の全て」に該当するものと認められ、これまでの開示請求において開示されたものではないとの諮問庁の説明と併せると、処分庁がこれらを本件対象保有個人情報として特定したことは是認できる。

また、処分庁における本件請求保有個人情報の探索の範囲、方法等が不十分であるとも認められない。

さらに、審査請求人から、諮問庁の説明を覆すに足る主張、根拠が示されているとは認められないことから、埼玉労働局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、埼玉労働局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

1 本件請求保有個人情報

特定監督署，埼玉労働局にたいして，
平成25年特定月日特定事業場内で発生した私の労災事故にかかわる，
申告，情報提供，相談，主張，証言，指摘，問題提起，批難，その他等を，
今まで多々してきた。

私自身，監督署及び監督課のデタラメ無能ぶり，理不尽な対応，欺かれ続けた事，その他等に対し，ものすごく強い憤りを感じている。

監督官及び監督署所長等の告訴，告発を真剣に検討している。（国家公務員法等）

私自身，上記記載のこれらの全ては，明らかに行政の裁量の中の話であると強く感じている。

私が申告している以上，申告制度役割の個人の権利救済（私）に該当していると強く感じている。

・また，労災事故にあつて，安全配慮義務を怠ったのが原因という事を伝え損害賠償に応じるよう会社をお願いしたのだが，会社は一切何も対応してくれていない。

・労災保険の申請用紙への記入も再三，会社をお願いしていたのだが一切記入すらしてくれなかった。

これらを監督署A監督官に伝えてある。

労働契約法5条にも安全配慮義務についてしっかりと明記してある以上及び労災保険（私は支給されている）の役割

労災保険には事業主の災害補償責任の責任保険（代行的な保険）としての役割がある。

本来，労働者の工作中的のケガ等（業務災害）については，労基法上，事業主がその補償（災害補償）すべきことになっている。

事業主には，その雇っている労働者を安全に働かせるべき「安全配慮義務」があるため。

この役割を考えても安全配慮義務が深く関わっている以上，賃金の未払いと全く同じで個人の権利救済に該当すると強く感じている。

本来は監督官自らが，申告者の相談にもとづいて，やる気を持って全力で職務を遂行という話であるべきなのだが，一切何もしてくれなかった。それどころか，そそのかし行為が私には，みうけられたので私の方から仕方なく全て申告し，私が指摘しだした事である。その為，個人情報開示請求で開示できる範囲内とも，強く感じている。私が言いだし，言っている事である。

前書きが長くなったが，これらの話及びその他等を埼玉労働局特定職員B，埼玉労働局企画室特定職員C，その他等の方々に聞いていただき，会話，電

話，その他等を現在まで，多々してきた。

私は必ず～がおかしいおかしすぎる，～が説明されていない，～について監督官が疑問をもっていない，～をしらべていない，～と言っていたが違う事をしている，～と説明されたが違っていた嘘をつかれた，説明等に対してどっち転んでもおかしい，特定部品特定マークは使用限界という意味ではない，その他等

この書面ではかなり簡略化しているが実際の際には全て具体的に会話をし，事実と異なるから問題提起等をし，事実の指摘をしっかりとしてあり，会話等をした。（A監督官にもしてある，厚生労働省監督課にもしてある，労働局監督課にもしてあることでもある）

今の所どこからも回答なし。欺かれたまま黙認，黙殺，放置，闇に葬られたのでは誠に困る話である。

特定職員Bと，お会いして聞いてもらった際には特定職員Bがボイスレコーダーで録音をしていた。

（労働局長との面会のアポを私はお願いしたのだが，願いが叶わず特定職員Bとなり，そのかわり労働局長に伝えるとのこと）

特定職員Cとの会話の際は，行政文書として記録を残していただけるとのこと。

さいたま労働局の方々と，過去から現在まで会話した，これらの会話内容，指摘内容，問題提起内容，強い疑問内容，批難内容，主張内容，回答，解釈，見解，その他等の全てを保有個人情報開示請求します。

（過去において，私がした保有個人情報開示請求で，私に以前開示されているものと全く同じ物であって過去に開示した物は，私の手元にあるので不要。私に以前開示されている物であっても，開示する範囲が広まったのであれば必要。私の手元に無いもの及び部署及び課及び室及び組織名等が違えば同じ内容でも必要。）

2 本件対象保有個人情報記録された文書

- ① 個人情報開示請求書，平成26年10月6日付け（平成26年10月7日受付個開26-95号）に添付されていたもの 付箋 1枚（A4 1枚）

「大事だと思って書いてあることであり・・・26.10.6請求者」（付箋）

- ② 保有個人情報の開示の実施方法等申出書，平成26年10月21日付け（平成26年10月24日受付）に添付されていたもの 付箋 1枚（A4 1枚）

- 「厚生労働省の方々の説明によると・・・交付をしてください 26. 10. 21 請求者」(付箋)
- ③ 個人情報開示請求書, 平成26年11月4日付け(平成26年11月5日受付個開26-126号)に添付されていたもの 付箋 2枚 文書 1枚 (A4 2枚)
- 「埼玉労働局個開第26-95号について・・・交付をください。 26. 11. 4 請求者」(付箋)
- 「私が大事だと思って・・・改ざんもしないでください 26. 11. 4 請求者」(付箋)
- 「保有個人情報開示請求書 26年11月4日」(文書)
- ④ 個人情報開示請求書, 平成26年11月4日付け(平成26年11月5日受付個開26-127号)に添付されていたもの 文書 1枚 (A4 1枚)
- 「保有個人情報開示請求書 26年11月4日」(文書)
- ⑤ 保有個人情報の開示の実施方法等申出書, 平成26年11月14日付け(平成26年11月17日受付)に添付されていたもの 付箋 1枚 (A4 1枚)
- 「26年11月14日時点・・・連絡ください 26. 11. 4 請求者」(付箋)
- ⑥ 個人情報開示請求書, 平成27年2月9日付け(平成27年2月12日受付個開26-1855号)に添付されていたもの 付箋 2枚 (A4 1枚)
- 「行政文書開示請求する・・・と感じています 27. 2. 9 請求者」(付箋)
- 「A監督官自ら・・・早く開示して下さい 27. 2. 9 請求者」(付箋)
- ⑦ 平成26年10月7日に受付した文書 2枚 封筒 (A4 4枚)
- 「保有個人情報請求書(写)本人の書き込みのあるもの」
平成26年10月3日付け「意思表示」
- ⑧ 行政機関保有個人情報応接記録(平成26年度) 平成26年11月25日分 (A4 1枚)